

平成31年3月31日までの一覧です。

定期検査報告対象防火設備及び報告時期一覧

原則は毎年報告（前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日までに次の報告をする）です。

平成28年6月1日から平成31年5月31日までは経過措置期間で、用途コード毎に報告時期が異なります。

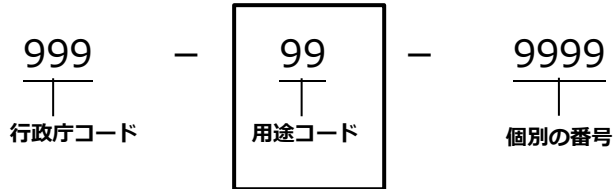
用途	規模 又は 階 ※いずれかに該当するもの	用途 コード	報告時期 (※は経過措置期間内 の報告時期)	
劇場、映画館又は演芸場	・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200 \text{ m}^2$ ・ 主階が1階にないもので $A > 100 \text{ m}^2$	11	毎年報告 ※毎年報告	
観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、公会堂 又は集会場	・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200 \text{ m}^2$ (平家建て、かつ、客席及び集会室の床面積の 合計が 400 m^2 未満の集会場を除く。)	12		
旅館又はホテル	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 2000 \text{ m}^2$	13		
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 3000 \text{ m}^2$	14		
地下街	$A > 1500 \text{ m}^2$	15		
右記の特定建築物定期調査報告の対象建築物に設けられるもの	保育所等の児童福祉施設等(注4に掲げるものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 300 \text{ m}^2$ (平家建て、かつ、床面積の合計が 500 m^2 未満 のものを除く。)	21	毎年報告 ※平成28年6月1日 から平成29年3月31 日まで
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等 (注4に掲げるものに限る。)	・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A = 300 \text{ m}^2$ (2階部分) ・ $A > 300 \text{ m}^2$ (平家建て、かつ、床面積の合計が 500 m^2 未満 のものを除く。)		
	旅館又はホテル(用途コード13のものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 2000 \text{ m}^2$	22	
	学校、学校に附属する体育館	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 2000 \text{ m}^2$	23	
	博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は体育館 (いずれも学校に附属するものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 2000 \text{ m}^2$	24	
	下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(用途コード 34を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000 \text{ m}^2$	28	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場 又は物品販売業を営む店舗(用途コード14のものを除く。)	・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 500 \text{ m}^2$	31	
	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンス ホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500 \text{ m}^2$	32	
	複合用途建築物(用途コード28及び34のものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500 \text{ m}^2$	33	
	事務所その他これに類するもの	$A > 1000 \text{ m}^2$ (5階建て以上、かつ、延べ面積が 2000 m^2 を 超える建築物のうち、 $F \geq 3$ 階のものに限る。)	34	
下宿、共同住宅、寄宿舎(注5に掲げるものを除く。)	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000 \text{ m}^2$	40	毎年報告	
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は 寄宿舎(注5に掲げるものに限る。)	・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 300 \text{ m}^2$ (2階部分)	41	※平成30年4月1日 から平成31年3月31 日まで	
設けられるもの	病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) (用途コード21のものを除く。)	・ $A \geq 200 \text{ m}^2$	29	毎年報告
	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(注5) (用途コード21及び41のものを除く。)		49	※平成29年4月1日 から平成30年3月31 日まで

注1. $F \geq 3$ 階、 $F \geq 5$ 階、地階若しくは $F \geq 3$ 階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m^2 を超えるものをいいます。
 注2. A は、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
 注3. 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、防火設備定期検査の報告対象から除かれます。
 注4. 高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等とは、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う事業所をいいます。
 注5. 高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅及び寄宿舎とは、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームをいいます。
 注6. 経過措置の考え方については、東京都都市整備局のホームページを併せてご覧ください。
 (<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/chousa-houkoku/index.html>)

整理番号と用途コードについて

整理番号は**行政庁コード**、**用途コード**、**個別の番号**で構成されています。

※防火設備の整理番号は特定建築物の整理番号と同じで、報告書第一面の右上に記載されています。



用途コードは、特定行政庁が対象として指定した用途を示しています。用途コードにより経過措置期間中の報告時期が異なります。

整理番号は原則、対象の物件すべてに付番されており、整理番号の記載がないと報告を受付することができません。

報告対象建築物は特定行政庁が把握し、特定行政庁の指示により、まちづくりセンターが新規登録、情報の変更を行います。用途コードも特定行政庁が指定しています。**整理番号が不明な場合、まだ付番されていない場合は、特定行政庁までご相談ください。**